

健康福祉局  
保健所

名古屋市保健所処務規程（平成30年名古屋市達第24号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

名古屋市長 広 沢 一 郎

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正前	改正後
第3条 保健所に次の補助組織を置く。 健康部 (略) 感染症対策課 (略) 課長補佐(感染症予防)(2)  (略) 課長補佐(予防接種健康被害救済)  (略) 生活衛生部 環境薬務課 課長補佐(衛生指導)  (略) 保健センター (略)	第3条 保健所に次の補助組織を置く。 健康部 (略) 感染症対策課 (略) 課長補佐(感染症予防)(2) <u>課長補佐(アジア・アジアパラ 競技大会に係る感染 症対策)</u>  (略)  (略) 生活衛生部 環境薬務課 課長補佐(衛生指導) <u>課長補佐(アジア・アジアパラ 競技大会に係る環境 衛生対策)</u>  (略) 保健センター (略)

保健予防課

(略)

課長補佐(医務) (東、西、昭和及び熱田の保健センターを除く。)

(略)

課長補佐(保健看護)

第4条 保健所の分掌事務並びに担当部長及び担当課長の分担事項は、次のとおりとする。

健康部

保健医療課

(1)・(2) (略)

(3) 病院、診療所及び助産所に係る事務の企画及び調整に関すること。

(4)～(20) (略)

(略)

保健センター

(略)

保健管理課

(1)～(8) (略)

(9) 診療所及び助産所に関すること。

(10)～(20) (略)

(略)

健康安全課

(1)～(9) (略)

(10) 診療所及び助産所に関すること。

(11)～(38) (略)

保健予防課

(1)～(15) (略)

保健予防課

(略)

課長補佐(医務) (東、西、昭和及び守山の保健センターを除く。)

(略)

課長補佐(保健看護)

課長補佐(アジア・アジアパラ競技大会に係る感染症対策) (港の保健センターに限る。)

担当課長(保健福祉業務オンライン申請等事務処理センター)

課長補佐(保健福祉業務オンライン申請等事務処理センター) (2)

第4条 保健所の分掌事務並びに担当部長及び担当課長の分担事項は、次のとおりとする。

健康部

保健医療課

(1)・(2) (略)

(3) 病院、診療所、助産所及びオンライン診療受診施設に係る事務の企画及び調整に関すること。

(4)～(20) (略)

(略)

保健センター

(略)

保健管理課

(1)～(8) (略)

(9) 診療所、助産所及びオンライン診療受診施設に関すること。

(10)～(20) (略)

(略)

健康安全課

(1)～(9) (略)

(10) 診療所、助産所及びオンライン診療受診施設に関すること。

(11)～(38) (略)

保健予防課

(1)～(15) (略)

<p>(16) 医務に関すること（東、西、昭和及び<u>熱田</u>の保健センターを除く。）。</p> <p>2～9 (略)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p><u>6</u> (略)</p>	<p>(16) 医務に関すること（東、西、昭和及び<u>守山</u>の保健センターを除く。）。</p> <p><u>担当課長</u>（保健福祉業務オンライン申請等事務処理センター）</p> <p>(1) <u>保健所長の指定する保健福祉業務オンライン申請等事務処理センターに関すること。</u></p> <p>2～9 (略)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p><u>6</u> <u>食品衛生検査所の職員は、保健センター所長の権限に属する事務のうち第4条第1項保健管理課の分掌事務第3号、第14号及び第15号に規定する事務並びに健康安全課の分掌事務第4号、第14号及び第15号に規定する事務を補助執行することができる。</u></p> <p><u>7</u> (略)</p>
--	---

附 則

この達は、令和8年4月1日から施行する。